

事業の種類 注3)	環境影響評価法	福岡県			佐賀県	長崎県	熊本県	大分県		宮崎県	鹿児島県		沖縄県		
		県	福岡市	北九州市				一種事業	二種事業 注15)		一般地域	特定地域 注16)	一般地域	特別配慮地域注 17)	
道路	高速自動車道	すべて	-	すべて	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	首都高速道路	4車線	-	すべて注4)	-	2車線、7.5km 注4)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一般国道	4車線、10km	4車線、5km	4車線、3km	4車線、3.5km	4車線、7.5km	4車線、5km (森林地域は2車線、10km)	-	-	4車線、5km	4車線、6km	4車線、4km	4車線、7.5km～10km 2車線、10km	4車線、3.75km～5km 2車線、5km	
	大規模林道	幅6.5m、20km	2車線、10km	すべて	幅6.5m、7km	幅6.5m、15km	幅6.5m、10km	-	-	2車線、10km	幅6.5m、10km	幅6.5m、7km	幅4m、2km	幅4m、2km	
	その他の道路	-	4車線、5km	4車線、3km	4車線、5km	4車線、3.5km	4車線、7.5km (森林地域は2車線、10km)	県道、市町村道 4車線、7.5km	-	4車線、5km	4車線、6km	4車線、4km	4車線、7.5km～10km 2車線、10km 農道、2車線、10km	4車線、3.75km～5km 2車線、5km 農道、2車線、5km	
特別な場合の一般国道等 注5)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2車線、2km	2車線、2km	
河川	ダム	100ha	50ha	10ha	50ha	35ha	30ha	50ha	-	50ha	-	-	20ha	10ha	
	一般国道	100ha	50ha (25ha増)	10ha	50ha (25ha増)	35ha (17.5ha増)	30ha (15ha増)	50ha (25ha増)	-	50ha (25ha増)	-	-	15ha	7.5ha	
	放水路	100ha	50ha	-	50ha	35ha	-	50ha	-	50ha	-	40ha	15ha	7.5ha	
	湖沼水位調節施設	100ha	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	河川改修	-	-	1km (二級河川)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	砂防ダム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5ha	2.5ha	
	新幹線鉄道	すべて	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉄道	普通鉄道、軌道	10km	5km	1km・ 連続立体交差事業	5km	3.5km	7.5km	5km	-	5km	-	5km	5km	2.5km	
	飛行場	2,500m	1,250m (250m増)	すべて	1,250m (250m増)	875m (175m増)	1,500m (300m増)	1,250m (250m増)	-	1,250m (250m増)	-	1250m	900m	すべて	
飛行場	ヘリポート	-	-	1ha	-	-	-	-	-	-	-	-	滑走路長30m	滑走路長15m	
	発電所	水力	3万kW	1.5万kW	-	1.5万kW	1万kW	0.2万kW	1.5万kW	2.25万kw	1.5万kW	1.5万kW	1.5万kW	1.5万kW	0.75万kW
火力		15万kW	7.5万kW	5万kW	7.5万kW	5万kW	1万kW	7.5万kW	11.25万kw	7.5万kW	7.5万kW	7.0万kW	5.5万kW	2.5万kW	
地熱		1万kW	-	-	-	0.35万kW	0.2万kW	0.5万kW	0.75万 k w	0.5万kW	0.5万kW	0.5万kW	-	-	
原子力		すべて	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
風力		5万kW (R3.10.30までは1万kW)	0.5万kw	0.15万kw 注9)	0.5万kw	0.35万kw 注7)	0.75万kw又は10基	0.5万kw	0.75万kw	0.5万kw	0.5万kW	0.75万kw	0.75万kw	0.15万kw	0.075万kw
太陽光		4万kW	50ha	面積50ha または 土地の造成面積： 市街化区域：20ha 市街化調整区域：10ha 特定区域：5ha 注10)	面積50ha	※面積35ha以上の太陽光発電施設については、「その他の造成事業」に該当する。	※面積30ha以上の太陽光発電施設については、「その他の造成事業」に該当する。	20ha 注8)	20ha 注6)	-	35ha 注8)	40ha 注8)	30ha 注8)	-	-
廃棄物最終処分場		30ha	15ha	10ha	15ha 注13)	10ha	3ha	新設すべて	25ha	5ha以上25ha未満	15ha	10ha	8ha	10ha	5ha
公用水面埋立て及び干拓	50ha	25ha	20ha	25ha	17.5ha	埋立5ha、干拓15ha	25ha 注12)	40ha	20ha以上40ha未満	公有水面25ha、 土地改良事業25ha	20ha	16ha	15ha	7.5ha	
土地造成事業	100ha	-	30ha	50ha	35ha	30ha	-	-	-	50ha	40ha	30ha	20ha	10ha	
新住宅市街地開発事業	100ha	50ha (民間開発を 含む)	-	50ha	35ha	-	50ha(地下水保全 地域は25ha)	75ha (工場用地造成)	30ha以上75ha未満 (工場用地造成)	50ha	40ha	30ha	-	-	
工業団地整理事業	100ha	-	-	50ha (工業団地の造成)	-	30ha	-	-	-	50ha	40ha	30ha	20ha	10ha	
新都市基盤整備事業	100ha	-	-	50ha	35ha	-	-	-	-	50ha	-	-	-	-	
高効率型団地造成事業	100ha	-	20ha	50ha	35ha	30ha	30ha	75ha	30ha以上75ha未満	50ha	40ha	30ha	-	-	
宅地の造成事業	100ha	-	50ha	35ha	30ha	30ha	-	75ha	30ha以上75ha未満	50ha	-	-	-	-	
住宅団地の造成	-	-	注10)	50ha	-	30ha	50ha(地下水保全 地域は25ha)	-	-	50ha	40ha	30ha	20ha	10ha	
農用地造成事業	-	-	-	-	-	-	100ha 注14)	-	-	250ha	造成40ha、改良200ha	造成30ha、改良150ha	造成20ha、改良80ha	造成10ha、改良40ha	
その他の造成事業	-	-	-	50ha	35ha	30ha	50ha(地下水保全 地域は25ha)	75ha	30ha以上75ha未満	50ha	土地の改変面積40ha	土地の改変面積30ha	20ha (注15)	10ha (注15)	
スポーツ・レクリエーション施設	-	50ha	・都市計画法・第2種特定工作物 ：注10) ・都市公園・国定公園等 市街化区 域：注11)	20ha	35ha	30ha	50ha(地下水保全 地域は25ha)	75ha	30ha以上75ha未満	50ha	-	-	20ha	10ha	
ゴルフ場	-	30ha	-	-	20ha	30ha	20ha、(5ha増)	50ha	10ha以上50ha未満	18ホール以上 かつホールの平均距離100m、 又は 9ホール以上 かつホールの平均距離150m	18ホールかつ平均距離100m、 又は 9ホールかつ150m (増設9 ホール以上)	18ホールかつ平均距離100m、 又は 9ホールかつ距離150m (増設6ホール以上)	20ha	10ha	
畜産施設	-	-	-	-	-	-	豚房施設 0.75ha、増設後0.9ha	-	-	豚房面積0.75ha、 又は増設後の総豚房面積1.5ha	養豚場 0.75ha	養豚場 0.55ha	豚房、牛房 0.5ha 0.25ha	豚房、牛房 7.5ha 5ha	
養豚場の建設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15ha	7.5ha	
土石の採取	-	50ha	注10)	20ha	35ha	-	30ha、変更後50ha	-	-	50ha	-	-	10ha	5ha	
鉱物の採掘	-	50ha	-	20ha	35ha	-	-	-	-	-	-	-	10ha	10ha	
下水終末処理場	-	15万人	5万人	15万人	1万m ³ /日	7万人	10万人	-	-	-	-	-	4万m ³ /日	2万m ³ /日	
廃棄物処理施設	屎尿処理施設	-	-	-	100kL/日	150kL/日	100kL/日	100kL/日	-	100kL/日	-	-	50kL/日	25kL/日	
廃棄物焼却施設	-	-	200t/日	50t/日	100t/日	4t/時	4t/時又は100t/日	200t/日	-	100t/日	-	-	50t/日、PCB施設全て	25t/日、PCB施設全て	
工場・事業場	-	最大排水量 5,000m ³ /日 又は 最大排水量 15万Nm ³ /時	敷地面積 5ha 又は 排水量 5,000m ³ /日 又は 最大排水量 4万Nm ³ /時	最大排水量 5,000m ³ /日 又は 最大排水量 4万Nm ³ /時	平均排水量 1万m ³ /日 又は 最大排水量 15万Nm ³ /時	平均排水量 5,000m ³ /日 又は 最大排水量 10万Nm ³ /時	燃料使用量 重油換算 8kL/時 又は 平均排水量 1万m ³ /日 (地下水保全地域においては 0.5万m ³ /日)	排水量 1万m ³ /日 又は 最大排水量 10万Nm ³ /時	-	平均排水量 1万m ³ /日 又は 最大排水量 10万Nm ³ /時	平均排水量 5,000m ³ /日 又は 最大排水量 20万Nm ³ /時	平均排水量 3,750m ³ /日 又は 最大排水量 15万Nm ³ /時	最大排水量 5,000m ³ /日 又は 最大排水量 10万m ³ /時	最大排水量 2,500m ³ /日 又は 最大排水量 5万m ³ /時	
大規模建築物	-	-	-	10ha又は高さ100m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
緑地・墓園	-	50ha	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
面的整備の複合事業	-	-	-	-	-	30ha	-	-	-	-	-	-	-	-	
防波堤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000m	500m	
港湾計画	300ha	150ha	150ha	150ha	100ha	100ha	150ha	150ha	-	150ha	120ha	90ha	150ha	150ha	

注) 1. 網掛けは、環境影響評価条例のみで対象とされている事業を示す。
2. 鹿児島県と沖縄県では、自然公園区域などを特定地域(沖縄県は特別配慮地域)を定め、上記の要件よりも小さい規模(鹿児島県は概ね75%、沖縄県は概ね50%)の事業でも対象としている。
3. 条例によって、事業の種類呼び方は異なる場合がある。
4. 自動車専用道路を指す。
5. 「特別な場合の一般国道」とは、森林計画に定める森林区域を通過する、もしくは島嶼間を橋梁等で通過する一般国道等をいう。
6. 工業地域、工業専用地域は除く。
7. 海岸線から1kmを超える海域に設置するものを除く。
8. 令和3年10月1日施行開始。
9. 特定区域及び500m以内に住環境等がある場合は出力1,000 kw以上
10. 市街化区域：20ha以上 市街化調整区域：10ha以上 ※特定区域：5ha以上
※特定区域とは、対象事業実施区域の全部又は一部が次の各号いずれかに該当するもの又は、指すものをいう。
1. 標高80メートル以上の地域 2. ため池又は治水地(池面積2,000平方メートル以上)、河川又は海岸(港湾区域を除く) 3. 風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、史跡、天然記念物、保安林
11. 都市公園、国定公園、県立公園など 市街化区域：20ha以上、市街化調整区域：10ha以上が対象となる。
12. 干潟等地域(干潟、藻場及び国土利用計画法に規定する自然公園地域)を含む場合は面積5ha以上。
13. 道新設最終処分場は全て。
14. 農用地以外の土地から農用地への地目変換に係るものに限る。
15. 配慮書の手続は、第二種事業を実施しようとする者で、条例規則に基づいて知事に申し出たものが実施する。